

新たな外国人材の受入れ制度に 関する基本的考え方

平成30年9月

農業労働力支援協議会

【構成メンバー】

日本農業法人協会 JA全中 JA全農

農林中金 JA共済連 全国農業会議所

1. 情勢認識

日本の農業現場では人材・労働力不足が深刻となっており、農業経営の維持や、担い手に期待されている規模拡大を効率的かつ積極的に進めるにあたって支障が生じている。また、常時雇用者が不足しているだけでなく、収穫期等短期間での労働力確保も非常に困難な状況となっており、併せて早急に改善する必要がある。

もとより、人材・労働力不足はわが国の全産業分野に及んでおり、そうしたなか、農業分野においては各地で工夫を凝らして展開している地域住民等の参画や作業・収穫適期の違いを活用した広域連携による農作業支援の取り組みなどに加え、ICT（情報通信技術）・AI（人工知能）・ロボット活用などいわゆる“スマート農業”にも積極的に対応していくことで、人材確保や生産性向上に取り組んでいく必要がある。

一方、当協議会の推計では、農業生産基盤の維持を前提とした場合、雇用就農者は現時点で約7万人が不足しており、5年後には基幹的農業従事者が20万人程度減少すると見込まれる中、技術革新及び労働生産性の向上に努めるとしても、約13万人の基幹的農業従事者及び雇用就農者が不足する結果となった。

そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」に「一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設」が盛り込まれた。これは、現行の「外国人技能実習制度」「国家戦略特区における農業支援外国人受入事業」とは異なる“第3の仕組み”として提起されたものである。

以上の情勢認識や農業現場における実態を踏まえつつ、以下のとおり、今後、政府において具体化に向けた検討を進めていただくにあたっての基本的考え方を示す。

2. 新たな外国人材受入れ制度の創設に向けた総合的な環境整備

「新たな在留資格の創設」は、移民政策とは異なるものとして提起されており、現場からの期待があげられる一方で、地域住民からトラブルの多発や治安の悪化などにつながるとの懸念の声も少なくない。

政府は、新たな外国人材受入れ制度の創設に当たっては、まずもってこうした懸念を払しょくするとともに、受け入れる外国人材が地域で孤立せず安心して暮らすことができるよう、総合的な環境整備をはかる必要がある。

3. 農業を受入れ業種に（適用業種）

農業界では人材確保や生産性向上に努めているものの、今後基幹的農業従事者及び雇用就農者の不足は深刻化するものと予想される。このままでは農業生産基盤の維持が立ち行かなくなり、ひいてはわが国の食料安全保障に重大な影響を及ぼすことが懸念される状況にある。

他方、現行の外国人技能実習制度で経験を積んだ者が、経験の浅い他の人材に助言・指導するといった活躍の場などの提供も期待されている。

こうしたことから、新たな制度の具体化に際し、農業も受入れ業種とすることを要望する。

4. 政府基本方針および業種別受入れ方針における配慮

農業分野の受入れについては、地域農業の維持・発展と同時に外国人材にとっても魅力ある雇用の場を提供できるよう、現場に即した方針としていただきたい。